成

26

度

判

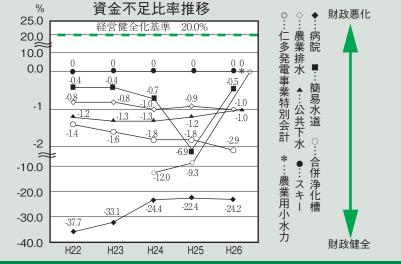
断

率等を公表します

④将来負担比率 将来負担比率推移 財政悪化 400 早期健全化基準 350.0% 350 前年度に比べ改善しました。 300 奥出雲町 250 214.5 189.7 190.2 178.0 173.4 200 26年度の指標:173.4% 150 4.6ポイント改善 100 50 財政健全 H22 H23 H24 H25 H26 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)のほか、一部事務組合(雲南広域連合等)、 、第三セクターに対して将来 支払っていく可能性のある負担等の残高の程度を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します **基金** など 貯金 町が将来 住宅ローン 車ローン _{負担すべき}負債 残高 残高 など 将来負担 例えると… 比率 町の標準的な 1年間の給料(年収) 財政規模

⑤資金不足比率

病院事業、簡易水道事業、 公共下水道事業、農業集落 排水事業、合併処理浄化槽 事業、三井野原スキーリフ 卜事業、仁多発電事業、農 業用小水力発電事業の8つ の特別会計がこの比率の対 象となりますが、いずれの 特別会計でも資金不足は発 生していません。



一般会計の赤字にあたる公営企業会計の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と 比較して指標化したもので、特別会計ごとに算出します

【用語説明】

(※1)実質公債費比率

一般会計の地方公共団体の公債負担を表す指標。

この比率(3ヵ年平均)により、起債発行のために一定の手続きを 要したり、制限がかかる場合があります。

● 18%を超えると・・・

許可を受けて起債を行う「地方債許可団体」

● 25%を超えると・・・

一部の起債発行が制限される「起債制限団体」となるとともに、 財政健全化の計画策定が義務付けられる「早期健全化団 体」に指定されます。

● 35%を超えると・・・・

「財政再生団体」に指定され、実質的な国の管理のもと、財政 再建に取り組むことになり、総務大臣の許可が得られなければ 公共事業等に係る起債発行もできません。

(※2)標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的な大き さを示す指標。

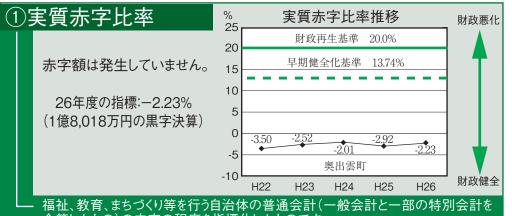
地方税や地方交付税など地方公共団体 が自由に使えるお金の多少をあらわしてい ます。地方公共団体が通常水準の行政サ ービスを提供する上で必要な一般財源の 目安となる数値で、財政分析や財政運営の 指標算出のためなどに利用されます。

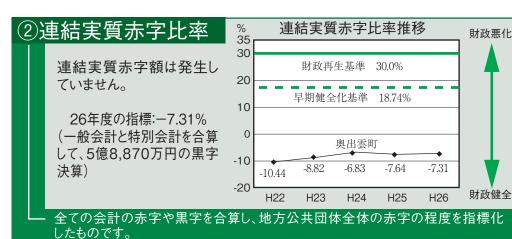
【平成26年度決算に基づく健全化判断比率】

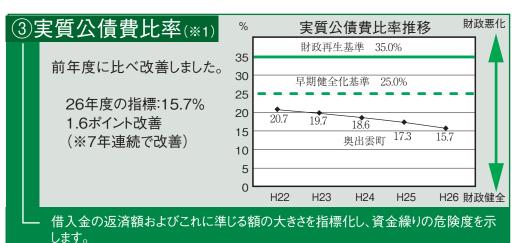
合算したもの)の赤字の程度を指標化したものです。

区分	①実質赤字	②連結実質赤字	③実質公債費	④将来負担
	比率	比率	比率	比率
奥出雲町の指数	_	_	15.7%	173.4%
〔参考: H25の指数〕	(-)	[_]	(17.3%)	(178.0%)
(早期健全化基準)	(13.74%)	(18.74%)	(25.0%)	(350.0%)
(財政再生基準)	(20.00%)	(30.00%)	(35.0%)	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに黒字のため、「一」表示にしています。







します。

一般会計等で返済する町債(町の借金)の償還だけでなく、消防業務などの一部事 務組合(雲南広域連合等)への負担金、病院・水道等の公営企業会計の借入金償 還に対する繰出金など、全ての債務に対する返済を合計し、標準財政規模(※2)で 割って算出します。

このうち、実質公債費比率と将来負担比率については、7年これは、地方公共団体の「財政健全化度」を判断する指標で平成26年度決算に基づく奥出雲町の健全化判断比率等を公 ・年連続で改善係で、一般会計の 続で改善となりました。 放会計のほか、特別会計や公営企業会計(病院、します。 水道など)も含めて算出します

7 広報 奥出雲